

京都市告示第331号

京都市西京極総合運動公園条例第4条ただし書の規定により、西京極総合運動公園プール施設（京都アクアリーナ）のサブプールを供用しない日について、次のとおり変更します。

令和4年8月31日

京都市長 門川大作

供用しない日に令和4年9月21日（水）から同年9月26日（月）まで及び令和4年9月28日（水）から同年9月30日（金）までを加える。

（理由）

水抜き点検を実施するため

（文化市民局市民スポーツ振興室）